

清瀬市国土強靱化地域計画

令和3年6月

(令和8年5月計画期間延長)

清瀬市国土強靱化地域計画

目 次

清瀬市国土強靱化地域計画の計画期間延長について	追加 1
はじめに	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
第1章 計画の考え方	2
1. 基本目標	2
2. 事前に備えるべき目標	2
第2章 清瀬市の地域特性	3
1. 自然環境	3
2. 人口・社会環境	4
3. 地域危険度	5
第3章 想定する自然災害と被害の想定	7
1. 地震	7
2. 風水害	9
第4章 リスクシナリオ	11
第5章 脆弱性の評価	13
第6章 リスクシナリオに対する推進方策	32
1. リスクシナリオ毎の取組	32
2. 重点化する取り組み事項	55
3. 施策分野の設定	56
第7章 地域計画の推進と見直し	58
1. 地域計画の推進体制	58
2. 地域計画の見直し	58

清瀬市国土強靱化地域計画の計画期間延長について

本市では、国の「国土強靱化基本計画」や東京都の「東京都国土強靱化地域計画」と調和を保ちつつ、地震や風水害など様々な大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年6月に「清瀬市国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

「清瀬市国土強靱化地域計画」は、令和8年5月で5年間の計画期間を終えるため改定を予定しておりましたが、本市では令和8年4月を目途に「第5次清瀬市長期総合計画」の策定を進めており、この計画を十分踏まえた上で改定を進めていく必要がありますことから、現行計画の計画期間を10か月間延長することとしました。

1 清瀬市国土強靱化地域計画の期間延長

(変更前) 令和3年6月から令和8年5月まで

(変更後) 令和3年6月から令和9年3月まで

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

国は、東日本大震災などの大規模な自然災害の発生等を受け、これら災害等から国民の生命と財産を守り抜くため、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に関する施策の総合的な推進を図るため、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるべき「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した（平成 30 年 12 月に変更）。

また、基本法第 13 条では、地方公共団体が国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画の指針となる国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定することを努力義務として規定しており、東京都においても平成 28 年 1 月に「東京都国土強靱化地域計画（以下「都地域計画」という。）」が策定された。

このため、本市においても、大規模な自然災害が発生しても「致命的な被害を負わないだけの強さ」と、被災後も「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」を創出するため、基本計画や都地域計画の改訂、過去の災害による教訓を踏まえて、防災・減災対策をはじめ、迅速な復旧復興に資する施策を総合的に網羅した清瀬市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）としてとりまとめた。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する地域計画であり、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする。

本市は、施策毎の現状と課題、課題解決に向けた取り組み方針、重点的に取り組む具体的な事業内容を示すため、第 4 次清瀬市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）を策定し、社会経済情勢などに応じて適宜必要な見直しを行い、毎年度の予算編成の指針としている。

本計画はこの長期総合計画との調和を図りつつ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき策定した清瀬市地域防災計画をはじめとした各個別計画を横断的に捉える計画として位置づけることとする。

3. 計画期間と今後の見直し

本計画は、長期総合計画と整合を取り、5 か年を計画期間とする。

ただし、主要事業については、国の動向や社会情勢を踏まえるとともに、長期総合計画と連携を図りながら、対象事業一覧として適宜見直しを行う。

第1章 計画の考え方

1. 基本目標

本計画の基本目標は、基本計画及び都地域計画を踏まえて、次のように定める。

【基本目標】

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- IV 迅速な復旧・復興を図ること

2. 事前に備えるべき目標

地域計画では、基本目標に対して、事前に備えるべき目標として、以下の8課題に対して、リスクシナリオ（起きてはいけない最悪の事態）を想定し、市が達成すべき推進目標を設定する。これらの推進目標に対して、現在市が実施している取り組みについて、脆弱性を分析・評価の上、今後の課題を明らかにした上で、市が取り組むべき推進方針を設定する。

【事前に備えるべき目標】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 清瀬市の地域特性

1. 自然環境

(1) 市と面積

清瀬市は、東京都の北部にあり、東部は埼玉県新座市と境にし、西北は柳瀬川を境に埼玉県所沢市と相対し、西南は東京都東村山市及び東久留米市と接している。市は東北より西南にかけて長い。

市役所の位置 (世界測地系)	緯度	35 度 47 分 8 秒
	経度	139 度 31 分 35 秒
広ぼう (km)	東西	4.63
	南北	5.09
	周囲	17.20
面積 (km ²)		10.23



(2) 地形・地質

本市は、西の山麓からしだいに標高を低くし、青梅の標高 180m に始まって台地が東北の末に及ぶ武蔵野台地の上の平坦部に位置している。市の範囲はおよそ 6.5km×2.4km の狭長の地で、その長軸は大地の傾斜と向きを同じくし、平坦とはいえ西高東低の地形をなしている。標高は、西方の東村山市に接する付近（竹丘三丁目）では 65m、北東の埼玉県境に近い下宿三丁目では 20m となり、わずか 6km の間に 40m 以上の標高差がある。

また、市域北部を流れる柳瀬川でごくわずかの沖積低地を市域に含むが、それ以外は洪積台地で、柳瀬川に面する中里、下宿地域集落部は柳瀬川の沖積低地より 5~10m 高く、清瀬旭が丘団地付近の台地より 10~15m 低い標高 25~30m の中位のテラスになっている。団地付近の台地は下清戸、中清戸、上清戸から西武鉄道池袋線周辺の市街地へと続く広範な台地で、この団地北側の崖面からみると 6m ほどのローム層が堆積し、以下は武蔵野礫層が堆積している。

(3) 気象

気象は温和で、過去 5 年間（平成 26~30 年）をみると、年平均気温は 20~21℃、年間降雨総量は約 1,130~1,710mm で、典型的な太平洋側の平野部の気候である。

(4) 河川

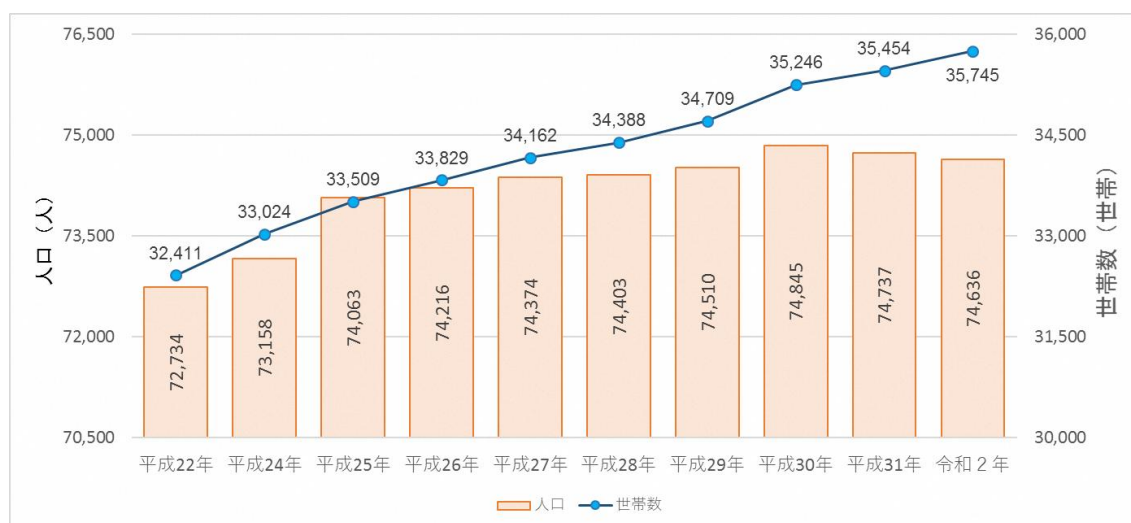
本市には、山口貯水池（狭山湖）に水源を発生し、西武新宿線が横架する近くから関越自動車道下流 700m まで都県境を錯綜しながら流れ、埼玉県志木市役所下流で新河岸川に合流する全長 19.6km、流域面積 95.5km² の柳瀬川と、水源を武蔵村山市大字中藤東久保の七所神

社付近に発し、東流して東大和市、東村山市、清瀬市を経て柳瀬川に合流する全長 15.0km、流域面積 26.8 km² の空堀川があり、荒川水系二つの一級河川が流れている。

2. 人口・社会環境

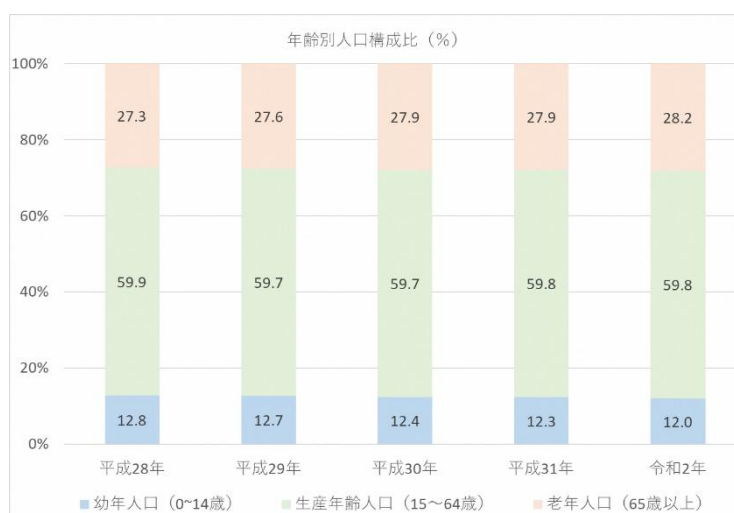
(1) 人口

本市の人口は、令和 2 年時点で、74,636 人、世帯数は 35,745 世帯で、一世帯当たり 2.09 人、人口密度は 1km² あたり 7,296 人となっている。



出典：統計きよせ 令和元年版

また、年齢別人口構成（令和 2 年）は、幼年人口（15 歳未満）12.0%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）59.8%、高齢人口（65 歳以上）は 28.2% となっており、近年、年少人口及び生産年齢人口が減少局面に入っている一方で、高齢人口は増加傾向にある。



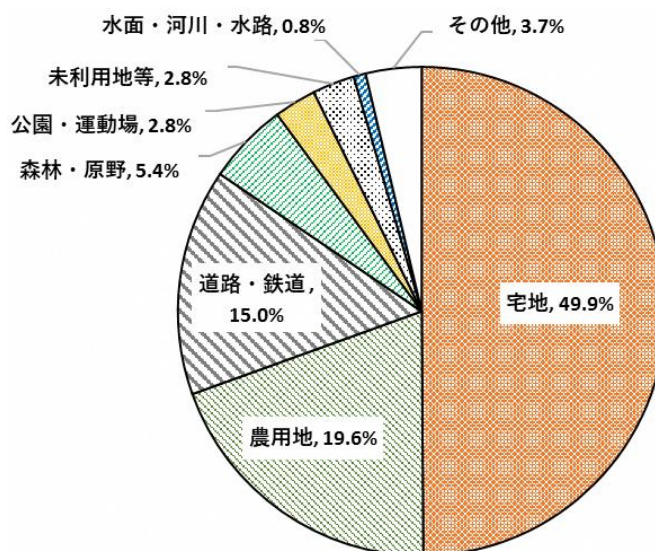
出典：統計きよせ 令和元年版

(2) 土地利用

昭和 30 年代の高度成長期以降、首都圏の近郊都市として、急激な人口増加により農地、山林の宅地化が進んできた。平成 3 年の生産緑地法の改正により、農地の 87.1% が生産緑地地区となり、土地利用の変化は穏やかに推移している。平成 29 年現在は、宅地 49.9%、農用地 19.6%、道路・鉄道 15.0%、森林・原野 5.4% であり、宅地が最も多くの割合を占め、そ

のほとんどが住宅地で、その中には人口増加の主要因となった大規模な団地があり、住宅都市としての性格が強く表れている。

市の全域面積に対する 土地利用分類ごとの構成比	
項目	割合
	%
宅地	49.9
農用地	19.6
道路・鉄道	15.0
森林・原野	5.4
公園・運動場	2.8
未利用地	2.8
水面・河川・水路	0.8
その他	3.7
計	100.0



※1 各数値の端数を四捨五入しているため合計値と一致しない。

※2 未利用地とは、宅地で建物を伴わないもの、建築中で用途不明のもの、区画整理中の宅地、取りこわし跡地、廃屋、埋め立て等。

出典：東京都都市整備局「東京の土地利用 平成 29 年 多摩・島しょ地域」

(3) 交通

鉄道は、東京都心から放射状に伸びる西武池袋線が市域の南西部を走り、東に清瀬駅、西に秋津駅がある。また、市域北部には、JR 武蔵野線が通っている。

市内における主要幹線道路には、小金井街道と志木街道及び新小金井街道がある。

3. 地域危険度

都が実施する地域危険度測定調査は、市街化区域を対象として、地震に関する建物の倒壊、出火・延焼等の危険性の度合いを町丁目ごとに 5 段階のランクで相対評価するものである。

「地震に関する地域危険度測定調査（第 8 回）」（平成 30 年度）では、「災害時活動困難度を考慮した地域危険度（建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度）」が評価された。その結果は以下のとおりである。

①災害時活動困難度を考慮した建物倒壊危険度

地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定するものである。想定結果は、防災計画上、建物の耐震化等の優先的な整備が必要な地域を選定するなど有益な情報を提供する指標となる。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書」（第8回）

②災害時活動困難度を考慮した火災危険度

地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を測定するものである。測定結果は、防災計画上、建物の不燃化等の優先的な整備が必要な地域を選定するなど有益な情報を提供する指標となる。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書」（第8回）

③災害時困難度を考慮した総合危険度

建物倒壊や火災の危険度に避難や消化・救助活動の困難さを加味して測定するものである。総合的な危険度を分かりやすく示し、都民の防災の意識の高揚を図ることを目的としている。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書」（第8回）

第3章 想定する自然災害と被害の想定

1. 地震

(1) 前提条件

① 想定地震

東京都北部地震では、清瀬市の全地区で震度 6 弱程度、元禄型関東地震では震度 6 弱で一部 5 強が分布し、立川断層帯地震では全地区で 6 弱が分布している。特に、市中央部や南西部で震度 6 強が分布し、被害が大きくなることが想定される多摩直下地震（プレート境界多摩地震）を想定する。

【東京都で想定される地震】

種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M7.3	M7.3	M8.2	M7.4
震源の深さ	約 20km~35km	約 20km~35km	約 0km~30km	約 2km~20km

※M は、地震のエネルギーの大きさを表すマグニチュードを指す。

出典：東京都「東京都地域防災計画震災編」（令和元年修正）

② 気象条件等

震災には、地震の発生する季節、時刻、気象条件が大きく影響するため、被害が最大になると思われる季節、時刻、気象条件を選択した。

- ・ 季節は冬、時刻は 18 時を想定
- ・ 気象条件は、火災による建物被害や死傷者等を考慮し、風速による違いを想定し、風速は既述の被害想定にもとづき、8m/s を想定

【気象条件等による被害の違い】

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝 5 時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間。 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼 12 時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○ 住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は前想定と比較して少ない。
冬の夕方 18 時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 ○ オフィスや繁華街周辺、駅では、帰宅等のため多数の人が滞留。 ○ ビル倒壊や落下物などにより被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

出典：東京都「東京都地域防災計画震災編」（令和元年修正）

(2) 清瀬市の想定結果の概要（多摩直下地震で冬 18 時、風速 8m/s における被害）

前記の前提状況を踏まえた想定結果の概要を下記に示す。

条件	想定地震		多摩直下地震				
	時期及び時刻		冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒				
	風速		清瀬市		多摩計		
建物被害	建物全壊（※1）		303	棟	31,474	棟	
	原因別	ゆれ	299	棟	30,435	棟	
		液状化	1	棟	45	棟	
		急傾斜地崩壊	2	棟	995	棟	
	建物半壊		1,410	棟	92,510	棟	
	原因別	ゆれ	1,356	棟	87,764	棟	
		液状化	48	棟	2,474	棟	
		急傾斜地崩壊	6	棟	2,272	棟	
	失火棟数 火災棟数 焼	焼失棟数（倒壊建物を含む）		74	棟	42,291	棟
		焼失率		0.5	%	4.2	%
	ライフライン	停電率		5.2	%	11.0	%
		固定電話不通率		0.7	%	4.1	%
		携帯電話不通率		ランク E（※2）			
		低圧ガス供給支障率 ブロック全域の場合（※3）		0.0	%	29.1	%
		低圧ガス供給支障率 ブロック内 1/3 の場合（※3）		100.0	%	97.2	%
上水道（断水率）		29.1	%	33.1	%		
下水道断水率（管きよ被害）		15.6	%	22.9	%		
人的被害	死者		14	人	2,169	人	
	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	13	人	1,246	人	
		急傾斜地崩壊	0	人	65	人	
		火災	1	人	836	人	
		ブロック塀等	0	人	21	人	
		屋外落下物	0	人	0	人	
	屋内収容物（参考値）		1	人	63	人	
	負傷者		353	人	28,860	人	
	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	346	人	24,991	人	
		急傾斜地崩壊	0	人	82	人	
		火災	3	人	3,020	人	
ブロック塀等		4	人	731	人		
屋外落下物		0	人	36	人		
屋内収容物（参考値）		16	人	1,372	人		
避難者数	避難人口（※1）		11,122	人	879,437	人	
	避難生活者		7,230	人	571,634	人	
	疎開者人口		3,893	人	307,803	人	
帰宅困難者数	都内滞留者				3,239,826		
	帰宅困難者				923,490		
	距離別	10～20km			226,075	人	
		20km～			697,415	人	
災害時要援護者死者数		10	人	1,201	人		
自力脱出困難者		108	人	10,040	人		
エレベーター閉じ込め台数		4	台	809	台		
震災廃棄物 重量		110,000	t	10,500,000	t		

※1 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2 ランク E：携帯電話の停電率、不通回線率のいずれもが 20%未滿

- ※3 低圧ガスブロック内の全域でSI値（ゆれの速度を表す値）が60kine（=60cm/s）を超える場合
 - ※4 低圧ガスブロック内の1/3でSI値が60kineを超える場合
- 出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成24年4月）

2. 風水害

(1) 水害

本市には、柳瀬川と空堀川の2つの一級河川があるが、護岸改修等により周辺地域への氾濫等による被害は、近年ではほとんど見られなくなってきた。しかし、その反面、市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が少なくなり、変わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、豪雨時に大量の雨水が一気に道路排水管に流れ込み、排水能力を超えた道路排水管から雨水が路上に吹き出すなど、いわゆる都市型水害の発生がしばしばみられるようになった。

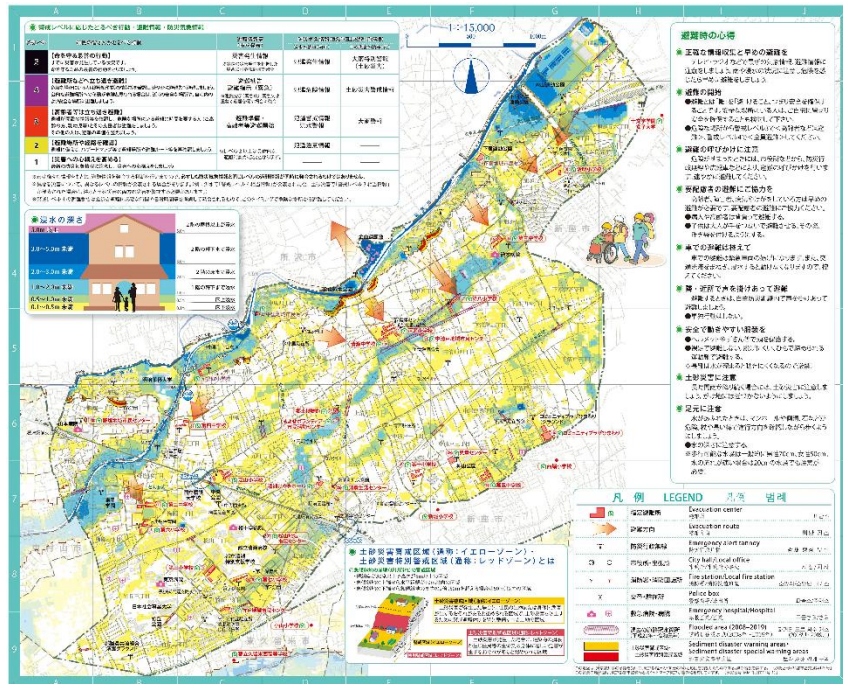
① 浸水想定

市では、東京都が改訂した「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図」を反映し、浸水エリアと深さの状況ならびに避難所を示した洪水避難地図（洪水ハザードマップ）を令和2年に更新している。

この浸水想定区域図は、想定し得る最大規模（総雨量657mm・時間最大雨量156mm）の大雨が降った場合に予測される浸水の状況を示したものに改訂された。

また、平成30年1月30日付けで東京都より指定された市内10か所の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域も洪水ハザードマップに掲載している。

② 洪水ハザードマップ



(2) 土砂災害

都は、平成 30 年 1 月、清瀬市内において 10 箇所の土砂災害（特別）警戒区域を指定している。

【土砂災害（特別）計画区域一覧表】

区域の番号	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
221001-K001	野塩 1 丁目、野塩 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K002	野塩 1 丁目、野塩 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K003	野塩 1 丁目、野塩 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K004	中里 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K005	中里 2 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K006	中里 4 丁目、中里 3 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K007	中里 4 丁目、中里 6 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K008	中里 6 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K009	中里 6 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K010	中里 6 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○

(3) 雪害

雪が降ると、公共交通機関への影響を始め、道路上の圧雪による車両事故や歩行者の転倒事故、雪の重みによる建物等への被害が発生し、市民生活に大きな影響を与える。今後、更に積雪量が増える可能性も否定できない。近年、地球規模の気候変動の影響を受け、東京都内でも平成 26 年 2 月や平成 28 年 1 月など大雪を記録している。

【東京都内での過去 10 年における降雪（アメダス東京観測所）】

年	雪（寒候年・cm）					
	各階級の日数（降雪）					
	≧3cm	≧5cm	≧10cm	≧20cm	≧50cm	≧100cm
2010	0	0	0	0	0	0
2011	0	0	0	0	0	0
2012	1	0	0	0	0	0
2013	1	1	0	0	0	0
2014	3	3	2	1	0	0
2015	1	0	0	0	0	0
2016	1	1	0	0	0	0
2017	0	0	0	0	0	0
2018	1	1	1	1	0	0
2019	0	0	0	0	0	0
2020	0	0	0	0	0	0

出典：気象庁 東京観測所 気象観測データ

第4章 リスクシナリオ

国の基本計画で定められている 45 項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に基づき、清瀬市の地域特性を踏まえて、以下の 35 項目を設定した。

事前に備えるべき 8つの目標		No.	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域な市街地等の浸水
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき 8つの目標		No.	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン機能の停止
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止や異常湧水等による供給の途絶
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	調整池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	緑地・農地等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道・バス等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第5章 脆弱性の評価

リスクシナリオをもとに脆弱性を評価し、課題として整理した。

事前に備えるべき目標1.

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

①住宅等の耐震化

- ・地震時には木造住宅地域を中心に、倒壊家屋等により、大きな人的・物的被害が生じる可能性があり、市民の生命、財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、建築物等の耐震を推進していく必要がある。

②学校の耐震化の推進

- ・清瀬市内の学校施設の耐震化率は平成22年度において100%であるが、今後も学校施設の維持管理を継続していく必要がある。

③交通施設、鉄道施設の耐震化の推進

- ・道路・鉄道等の施設が地震によって、大きな被害を被った場合、人命に係る大事故につながる。このため、道路・鉄道等の管理者と連携し、施設の耐震性の確保など、防災対策の推進に努める必要がある。

④緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- ・震災発生時においても緊急輸送道路の機能を確保するため、都耐震化推進条例により指定された特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を重点的に行っていく必要がある。

⑤緊急輸送ネットワークの整備

- ・震災時の緊急輸送を円滑に行うため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。

⑥出火・延焼の抑制

- ・清瀬駅周辺の木造住宅地を中心にオープンスペースの確保など、災害に強いまちづくりを進める必要がある。
- ・火災危険度の高い地域では、公園の整備などの対策が重要である。

⑦地域防災力の向上

- ・ 市民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく必要がある。
- ・ 地震や風水害などの自然災害に的確、迅速に対応するため、消防団の充実に加え、自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化する必要がある。
- ・ 一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、防災意識の向上を図る講演会や出前講座の実施、自主防災組織の支援、防災訓練などを実施する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

①公共建築物の耐震化の推進

- ・ 公共建築物は、多数の市民に利用されることや災害時の活動拠点や避難施設になることから耐震化を促進していく必要がある。

②民間特定建築物の耐震化の推進

- ・ 不特定多数の人が集まる民間特定建築物は震災時の被害が甚大になる恐れがあるため重点的に耐震化を図る必要がある。

③装備資器材の充実等による災害対応能力の向上

- ・ 消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する必要がある。

1-3 異常気象等による広域な市街地等の浸水

①浸水災害対策の充実・強化

- ・ 都市化の進展や豪雨の頻発に伴い、市内各所で浸水被害が多発しているため、河川及び下水道の整備に加え、貯留・浸透施設の整備や農地等の保全による雨水流出抑制対策が必要である。

②避難に役立つ情報の充実

- ・ 河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報の発信等の避難に役立つ情報の充実をより一層図る必要がある。

③自然との共生及び環境との調和

- ・ 河川の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和が図られるよう、東京都や自然保護団体などと連携して進める必要がある。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態

①富士山噴火による降灰対策の検討

- ・ 富士山噴火による降灰被害は、広域範囲に及ぶため、都市においては少量の火山灰であっても影響が大きい。そのため、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

②土砂災害対策の充実・強化

- ・ 都と連携し、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を推進する必要がある。

③道路の災害対応力の強化

- ・ 地震や豪雨による土砂災害の影響等により、迅速な避難等ができなくなる可能性があるため、防災性向上を図る道路整備を推進する必要がある。
- ・ 都市を支える施設であるとともに、災害時には避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている道路のネットワークの整備や、橋りょうの耐震性の確保等の防災対策を図る必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

①情報発信手段の多様化

- ・ 市民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、Twitter 等の SNS、防災行政無線、災害情報共有システム（L アラート）など情報発信の多様化を図る必要がある。
- ・ 多様化が進む市民のライフスタイルに対応した情報提供のあり方を、常に模索していく必要がある。

②防災情報の精度向上や迅速な発表

- ・ 関係機関や市民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などに取り組んでいく必要がある。

③要配慮者対策の推進

- ・ 災害時に支援を必要とする要介護状態の方や障害のある方が安全に避難するためには、避難場所への避難の方法や安否確認などの支援体制の整備が必要である。また、要配慮者の中で一般の避難所での生活が困難な方への支援体制を整備する必要がある。

④情報発信の多言語化

- ・ 市民及び訪市・在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、ホーム

ページなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信の多言語化を進める必要がある。

事前に備えるべき目標2.

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①備蓄品の充実・確保

- ・各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新を促す必要がある。
- ・災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給できる体制を整備しておく必要がある。

②医薬品・医療資器材の確保

- ・災害時には、多数の負傷者が発生することが予測され、また、医療機関においてもその機能が著しく低下することが予測される。このことから負傷者に対する災害時の医療救護活動の体制を整えておくことが必要である。

③災害時の物資輸送体制の整備

- ・災害時の物資輸送体制の整備に向けて、大規模な物資を受け入れることが可能な広域輸送基地の追加指定、関係機関の役割分担の明確化、輸送訓練等を通じた関係機関との連携を強化していく必要がある。

④協定事業者との連携の強化

- ・災害時における迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者との訓練の実施等により、協定事業者との連携を強化していく必要がある。

⑤道路の災害対応力の強化

- ・災害時において人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行えるよう、他区市町村からの支援が可能となる市域を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性の向上を図る道路整備を進めていく必要がある。

⑥迅速な応急給水体制の構築

- ・災害時には、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、応急給水体制を引き続き整備しておく必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①地域防災力の向上

- ・ 市民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく必要がある。(再掲 1-1 ⑦)
- ・ 地震や風水害などの自然災害に的確、迅速に対応するため、消防団の充実に加え、自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化する必要がある。(再掲 1-1 ⑦)
- ・ 一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、防災意識の向上を図る講演会や出前講座の実施、自主防災組織の支援、防災訓練などを実施する必要がある。(再掲 1-1 ⑦)

②応急活動拠点の整備

- ・ 大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながる。このため、清瀬市災害対策本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、東京都、自衛隊をはじめとした関係防災機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。

③公園の防災機能強化

- ・ 市内各地域の防災拠点となるオープンスペースを確保し、防災機能を強化する必要がある。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

①応急対策用の燃料確保

- ・ 震災に備えて、防災拠点、緊急通行車両を対象とした、初動期3日間分の応急対策用の燃料確保の必要がある。

②在宅人工呼吸器使用者への支援

- ・ 都、医療機関等との連携により、災害時における在宅人工呼吸器使用者の支援体制の整備が必要である。

③医薬品・医療資器材の確保

- ・ 災害時には、多数の負傷者が発生することが予測され、また、医療機関においてもその機能が著しく低下することが予測される。このことから負傷者に対する災害時の医療救護活動の体制を整えておく必要がある。(再掲 2-1 ②)

④ライフライン施設の安全化の推進

- ・ 災害時に長期にわたって電力・燃料等の供給停止が起こらないよう、事業者と連携して、電気・水道等のライフライン施設の老朽化・耐震化対策等を促進する必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

①帰宅困難者対策の推進

- ・ 大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後の救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになる。そのため、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。
- ・ 帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する必要がある。

②事業者による計画作成の促進及び一時滞在施設の拡充等

- ・ 事業者は一斉帰宅を抑制するための計画を作成するとともに、一時滞在施設の拡充及び備蓄の増強を図る必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①多様な通信・情報手段の確保

- ・ 災害時には通信網が機能しなくなり、負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する必要がある。

②医療従事者等の育成等

- ・ 大規模災害時に対応できる人材を確保するため、訓練や研修等を通じて医療従事者などの育成に加え、地域の医療救護活動を支えるリーダーを養成する必要がある。
- ・ 清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会、清瀬市薬剤師会、清瀬市柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区等、様々な主体による医療救護活動が実施できる体制を整えておく必要がある。

③道路の災害対応力の強化

- ・ 災害時において人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行えるよう、他区市町村からの支援が可能となる市域を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性の向上を図る道路整備を進めていく必要がある。(再掲2-1⑤)
- ・ 都市を支える施設であるとともに、災害時には避難及び応急対策を実施する上で重要

な役割を担っている道路のネットワークの整備や、橋りょうの耐震性の確保等の防災対策を図る必要がある。(再掲 1-4 ③)

④緊急輸送ネットワークの整備

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。(再掲 1-1 ⑤)

2-6 被災地における疫病・感染症等大規模発生

①予防接種や消毒・害虫駆除の実施

- ・ 平時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種や、必要に応じた消毒などを実施しておく必要がある。

②情報提供体制の整備

- ・ 感染症等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、感染症等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う必要がある。

③避難所における衛生管理

- ・ 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。
- ・ 避難所ごとに避難所運営協議会を設立し、訓練検証を行い避難所運営が円滑に進むよう日頃から活動を行う必要がある。

④広域火葬体制の構築

- ・ 大規模災害により、遺体の火葬場を確保することが困難になるおそれがあるため、近隣の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。
- ・ 葬儀業者等との協定締結の推進により、遺体収容や葬儀等に必要な資機材の確保を図る必要がある

⑤動物に対する予防接種等の実施

- ・ 混乱期の風評被害によるパニックを防ぐ観点と、実際の放浪動物の咬傷事故による感染症予防の観点から、平時から予防接種を進めていく必要がある。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①避難所の生活環境

- ・ 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資器材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。
- ・ 学校施設が指定避難所に指定されていることを踏まえ、耐震・老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

②避難所の運営対策

- ・ 避難所の運営のため、避難所運営協議会の活動支援を行う必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

③備蓄品の充実・確保

- ・ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新を促す必要がある。(再掲2-1①)
- ・ 災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給できる体制を整備しておく必要がある。(再掲2-1①)

④被災者の情報収集

- ・ 迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。
- ・ 震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した市民の居住環境を早期に復旧させることが重要となる。被災後の市民の生活再建を迅速に実施するために、り災証明発行体制を構築する必要がある。

事前に備えるべき目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

①災害時の治安維持

- ・ 災害時には、様々な社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護のため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持、その他公共の安全と秩序を維持し、治安の万全を期することが必要である。

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①市役所等の機能維持

- ・ 公的施設の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。

②公共建築物の耐震化の推進

- ・ 市内の防災上重要な公共建築物について、一層の耐震対策を推進することが必要である。

③バックアップ設備等の整備

- ・ 災害時においても、基幹系業務を継続できるように、クラウドサービスだけでなく、庁内にバックアップサーバを整備する必要がある。また、停電の影響により自家発電に切り替わった際も、業務を継続できるように、訓練を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標4.

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①電気通信設備の災害対応力の強化

- ・ 情報通信の停止による応急対策への支障、被災者の混乱等をなるべく最小限に抑えるため、通信事業者は、電気通信設備を設置するビルの耐震化や自家用発電機等の配備を行っている。また、携帯電話の通信確保に備え、基地局の無停電対策や、移動・可搬型基地局の整備などを実施している。被災者の通信の復旧に差が出ることがないように、各社が足並みをそろえて対策を推進していく必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①情報発信手段の多様化

- ・ 市民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、Twitter等のSNS、防災行政無線、災害情報共有システム(Lアラート)など情報発信の多様化を図る必要がある。
(再掲1-5①)
- ・ 多様化が進む市民のライフスタイルに対応した情報提供のあり方を、常に模索していく必要がある。(再掲1-5①)

②防災情報の精度向上や迅速な発表

- ・ 関係機関や市民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の精度向

上や迅速な発表などに取り組んでいく必要がある。(再掲 1-5 ②)

事前に備えるべき目標 5.

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

①企業等の事業継続体制の確保

- ・ 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、事業継続体制の確保を事業者に要請する必要がある。

②緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- ・ 震災発生時においても緊急輸送道路の機能を確保するため、都耐震化推進条例により指定された特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を重点的に行っていく必要がある。
(再掲 1-1 ④)

③道路の災害対応力の強化

- ・ 災害時において人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行えるよう、他区市町村からの支援が可能となる市域を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性の向上を図る道路整備を進めていく必要がある。(再掲 2-1 ⑤)
- ・ 都市を支える施設であるとともに、災害時には避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている道路のネットワークの整備や、橋りょうの耐震性の確保等の防災対策を図る必要がある。(再掲 1-4 ③)

④緊急輸送ネットワークの整備

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。(再掲 1-1 ⑤)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

①燃料備蓄の促進や給油体制の整備等

- ・ 災害時における事業継続のため、関係する事業者と協定を締結するなど燃料の調達体制を構築する必要がある。
- ・ 燃料供給ルートを確実に確保するため、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①産業施設の安全対策の強化

- ・電気、ガスなどのライフラインは事業者と連携して施設の安全化に努める必要がある。

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- ・震災発生時においても緊急輸送道路の機能を確保するため、都耐震化推進条例により指定された特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を重点的に行っていく必要がある。
(再掲1-1④)

②道路の災害対応力の強化

- ・災害時において人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行えるよう、他区市町村からの支援が可能となる市域を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性の向上を図る道路整備を進めていく必要がある。(再掲2-1⑤)
- ・都市を支える施設であるとともに、災害時には避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている道路のネットワークの整備や、橋りょうの耐震性の確保等の防災対策を図る必要がある。(再掲1-4③)

③緊急輸送ネットワークの整備

- ・震災時の緊急輸送を円滑に行うため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。(再掲1-1⑤)

④無電柱化の推進

- ・災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する必要がある。

⑤燃料備蓄の促進や給油体制の整備等

- ・災害時における事業継続のため、関係する事業者と協定を締結するなど燃料の調達体制の構築する必要がある。(再掲5-2①)
- ・燃料供給ルートを確実に確保するため、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(再掲5-2①)

5-5 食料等の安定供給の停滞

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- ・震災発生時においても緊急輸送道路の機能を確保するため、都耐震化推進条例により

指定された特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を重点的に行っていく必要がある。
(再掲 1 - 1 ④)

②道路の災害対応力の強化

- ・ 災害時において人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行えるよう、他区市町村からの支援が可能となる市域を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性の向上を図る道路整備を進めていく必要がある。(再掲 2 - 1 ⑤)
- ・ 都市を支える施設であるとともに、災害時には避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている道路のネットワークの整備や、橋りょうの耐震性の確保等の防災対策を図る必要がある。(再掲 1 - 4 ③)

③緊急輸送ネットワークの整備

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。(再掲 1 - 1 ⑤)

④企業等の事業継続体制の確保

- ・ 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、事業継続体制の確保を事業者に要請する必要がある。(再掲 5 - 1 ①)

事前に備えるべき目標 6.

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6 - 1 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン機能の停止

①エネルギー供給源の多様化

- ・ 地球温暖化対策も急務となっており、市民、事業者、行政の連携のもと、一体となって地球温暖化対策に取り組むとともに、省資源化や省エネルギーのために太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進が求められている。

②電気通信設備の災害対応力の強化

- ・ 自然災害に対する電気設備の耐性を確保するため、事業者に対し、電気通信設備等の防災設計や防災対策を実施するように促し、災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

③燃料備蓄の促進や給油体制の整備等

- ・ 災害時における事業継続のため、関係する事業者と協定を締結するなど燃料の調達体制の構築する必要がある。(再掲 5-2 ①)
- ・ 燃料供給ルートを確実に確保するため、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(再掲 5-2 ①)

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止や異常湯水等による供給の途絶

①給水機能の維持

- ・ 給水管については、東日本大震災で多くの塩化ビニル製の給水管が被害を受けたため、塩化ビニル製給水管が多く布設されている私道内の給水管の耐震化を進めていく必要がある。また、避難所や主要な駅の給水管の耐震化を優先して進めていく必要がある。
- ・ 災害時の水道事業の継続には、浄水場や給水所等への自家用発電設備の整備を進め、電力事情に左右されないように電力の自立化を図り、電力を安定的に確保していく必要がある。
- ・ 各家庭等での節水機器や雨水貯留槽の設置への啓発等を通じ、平時からの市民の節水の取り組みを推進する必要がある。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

①下水道機能の確保

- ・ 汚水管路の老朽化が進んでおり、施設全体の約 7 割が 30 年以上を経過しているため、「清瀬市下水道ストックマネジメント計画」に基づく老朽化対策を行う必要がある。
- ・ 防災拠点から排水を受ける幹線を地震対策緊急整備実施路線と定め、下水道施設の耐震化を実施した。今後は、更なる対策必要箇所を検討する必要がある。
- ・ 災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCPの見直しなどのソフト対策の充実を図り、ハード対策とソフト対策が一体となった耐震対策を推進する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- ・ 震災発生時においても緊急輸送道路の機能を確保するため、都耐震化推進条例により指定された特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を重点的に行っていく必要がある。(再掲 1-1 ④)

②道路の災害対応力の強化

- ・ 災害時において人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行えるよう、他区市町村から

の支援が可能となる市域を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性の向上を図る道路整備を進めていく必要がある。(再掲 2-1 ⑤)

- ・都市を支える施設であるとともに、災害時には避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている道路のネットワークの整備や、橋りょうの耐震性の確保等の防災対策を図る必要がある。(再掲 1-4 ③)

③緊急輸送ネットワークの整備

- ・震災時の緊急輸送を円滑に行うため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。(再掲 1-1 ⑤)

④無電柱化の推進

- ・災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する必要がある。(再掲 5-4 ④)

⑤帰宅困難者対策の推進

- ・災害時において、鉄道等の交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅での一時的退避に係る案内、安全な場所への避難誘導等、利用者の保護のための体制整備など、帰宅困難者対策を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

①地域防災力の向上

- ・市民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく必要がある。(再掲 1-1 ⑦)
- ・地震や風水害などの自然災害に的確、迅速に対応するため、消防団の充実に加え、自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化する必要がある。(再掲 1-1 ⑦)
- ・一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、防災意識の向上を図る講演会や出前講座の実施、自主防災組織の支援、防災訓練などを実施する必要がある。(再掲 1-1 ⑦)

②出火・延焼の抑制

- ・大規模火災の延焼拡大阻止を迅速に展開するため、緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止抑制するような体制が必要である。
- ・清瀬駅周辺の木造住宅地を中心にオープンスペースの確保など、災害に強いまちづくりを進める必要がある。(再掲 1-1 ⑥)

- ・ 火災危険度の高い地域では、公園の整備などの対策が重要である。(再掲 1-1 ⑥)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- ・ 震災発生時においても緊急輸送道路の機能を確保するため、都耐震化推進条例により指定された特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を重点的に行っていく必要がある。(再掲 1-1 ④)

②道路の災害対応力の強化

- ・ 災害時において人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行えるよう、他区市町村からの支援が可能となる市域を越えた道路ネットワークを形成し、広域的な防災性の向上を図る道路整備を進めていく必要がある。(再掲 2-1 ⑤)
- ・ 都市を支える施設であるとともに、災害時には避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている道路のネットワークの整備や、橋りょうの耐震性の確保等の防災対策を図る必要がある。(再掲 1-4 ③)

③緊急輸送ネットワークの整備

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。(再掲 1-1 ⑤)

④交通の安全と円滑化

- ・ 震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する必要がある。
- ・ 災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に規定する指定機関等が保有する車両で、かつ、災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、緊急通行車両等の事前届出を行っておく必要がある。

7-3 調整池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①浸水災害対策の充実・強化

- ・ 豪雨による道路冠水や住宅浸水等の被害を軽減するため、河川及び下水道の整備に加えて、調整池の設置や雨水の貯留・浸透機能を高める雨水流出抑制施設の整備が必要である。
- ・ 浸水被害の想定される地区について、雨水の河川への流出抑制や地下水かん養を図るため、公共施設及び事業所の貯留浸透施設や、さらに、一般家庭の浸透施設の普及・啓発に努める必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

①有害物質等の管理体制の強化

- ・ 毒物・劇物による危害の未然防止のため、毒物・劇物保管管理施設への立入検査や講習会等により、保守点検の励行や、事故発生時の対応措置、防災訓練の実施等を指導する必要がある。
- ・ 石油、高圧ガス等の危険物貯蔵施設などは、地震時においては振動・火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策並びに周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制について確立しておく必要がある。

②放射性物質対策の推進

- ・ 福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。
- ・ 市民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報を提供し、問合せに対応する窓口を整備する等の対策を講じる必要がある。

7-5 緑地・農地等の荒廃による被害の拡大

①緑地・農地等の保全

- ・ 緑地・農地等は、豊かな自然環境としての役割や雨水をためて冠水を防ぐ役目、またヒートアイランド現象の緩和や、防災空間といったたくさんの機能を発揮し、社会的貢献を果たしている。今後ますますそうした機能が重要になってくるため、緑地・農地等の維持・保全を図っていく必要がある。
- ・ 農地は、農産物を生産する場であるだけでなく、災害時には貴重なオープンスペースになるなど多面的な機能を有していることから、農地を都市づくりの中に位置づけ、保全や活用を図るための土地利用を検討する必要がある。
- ・ 都市の農地が十分に機能を発揮できるよう基盤整備を進めるとともに、地域住民への啓発活動に取り組む必要がある。

7-6 風評被害等による経済等への甚大な影響

①情報発信手段の多様化

- ・ 市民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、Twitter 等の SNS、防災行政無線、災害情報共有システム（L アラート）など情報発信の多様化を図る必要がある。
（再掲 1-5 ①）
- ・ 多様化が進む市民のライフスタイルに対応した情報提供のあり方を、常に模索していく必要がある。（再掲 1-5 ①）

②防災情報の精度向上や迅速な発表

- ・ 関係機関や市民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などに取り組んでいく必要がある。(再掲 1-5 ②)

事前に備えるべき目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①がれき処理マニュアルの策定促進

- ・ 災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地(必要面積)の選定などが困難であり、また、がれき処理マニュアルを早期に策定し、震災がれき処理に関する知見等を定期的に情報発信していく必要がある。

②震災廃棄物の支援体制の構築

- ・ 首都直下地震等により大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制構築を推進するとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築していく必要がある。

③トイレの確保及びし尿処理への対策

- ・ 被災地域の衛生状態を確保するため、避難所等の仮設トイレの適正処理のための関係機関との連携体制の充実、広域的な支援の要請・調整を行う必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等

- ・ 発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、円滑な重機類の調達に向けた対策が必要である。

②社会福祉協議会との連携・協働体制の強化

- ・ 「自助、互助、共助、公助」の基本理念に立って、地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策、初動体制、情報収集と伝達、避難所の運営管理、被災者・ボランティアの受入れなど、市民協働による防災体制を築くとともに、火災や救急に的確かつ迅速な対応ができるように地域のネットワーク化が必要である。
- ・ 市内の被災地に駆けつける多くのボランティアや NPO 等が、市内の被災地で効率的な活動ができるよう、活動を行いやすい環境を整え、災害時における清瀬市と市社会福

社協議会の相互支援に関する協定を締結して適切な支援をしていくことが必要である。

③災害ボランティアコーディネーターの育成

- ・ 災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、平時より東京都社会福祉協議会・清瀬市社会福祉協議会との連携や対応できる人材の育成を進める必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①地域防災力の向上

- ・ 市民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく必要がある。(再掲 1-1 ⑦)
- ・ 地震や風水害などの自然災害に的確、迅速に対応するため、消防団の充実に加え、自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化する必要がある。(再掲 1-1 ⑦)
- ・ 一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、防災意識の向上を図る講演会や出前講座の実施、自主防災組織の支援、防災訓練などを実施する必要がある。(再掲 1-1 ⑦)

②被災者生活再建システムの導入

- ・ 震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した市民の居住環境を早期に復旧させることが重要となる。被災後の市民の生活再建を迅速に実施するために、り災証明発行体制を構築する必要がある。(再掲 2-7 ④)

③公共建築物の耐震化の推進

- ・ 公共建築物は、多数の市民に利用されることや災害時の活動拠点や避難施設になることから耐震化を促進していく必要がある。(再掲 1-2 ①)

④民間特定建築物の耐震化の推進

- ・ 不特定多数の人が集まる民間特定建築物は震災時の被害が甚大になる恐れがあるため、重点的に耐震化を図る必要がある。(再掲 1-2 ②)

⑤災害時の治安維持

- ・ 災害時には、様々な社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護のため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持、その他公共の安全と秩序を維持し、治安の万全を期することが必要である。(再掲 3-1 ①)

8-4 鉄道・バス等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- ・ 震災発生時においても緊急輸送道路の機能を確保するため、都耐震化推進条例により指定された特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を重点的に行っていく必要がある。
(再掲 1-1 ④)

②緊急輸送ネットワークの整備

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。(再掲 1-1 ⑤)

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①文化財施設の安全対策

- ・ 文化財の所有者または管理者と連携して、文化財の安全対策を行う必要がある。
- ・ 旧森田家の母屋は文化財としての価値を保全するための計画的な補修や設備等の更新が必要である。

第6章 リスクシナリオに対する推進方策

脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な取り組みを整理する。また、それぞれの取り組みを中心となって行う担当課を併記する。

1. リスクシナリオ毎の取組

事前に備えるべき目標 1.

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

①住宅等の耐震化

都市計画課

- ・地震時には木造住宅地域を中心に、倒壊家屋等により、大きな人的・物的被害が生じる可能性があるため、建築物等の耐震化の推進に努める。
- ・都や関係団体及び建物所有者等と連携を図り、適切な役割分担のもとに住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組む。
- ・木造家屋の耐震診断及び耐震改修等を促進するため、助成制度を実施する。さらに防災に対する意識の向上を図るため、耐震相談会の開催等を実施し、制度の周知を図る。

②学校の耐震化の推進

教育総務課

- ・清瀬市内の学校施設の耐震化率は平成 22 年度において 100%であるが、今後も学校施設の維持管理の継続に努める。

③交通施設、鉄道施設の耐震化の推進

道路交通課・都市計画課

- ・道路・鉄道等の管理者と施設の耐震性の確保など防災対策の推進のため情報共有を図る。

④緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

都市計画課

- ・東京都耐震化推進条例により特定緊急輸送道路に指定されている志木街道、小金井街道の一部、市役所通りの一部の沿道建築物について、東京都と連携しながら耐震化の促進に努める。
- ・都の主催する東京都耐震改修促進行政連絡協議会や特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化市町村ブロック会議等への参画を通じて、耐震診断・耐震改修等に関する情報収集や連絡調整等に努め、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。

⑤緊急輸送ネットワークの整備 **道路交通課**

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。

⑥出火・延焼の抑制 **防災防犯課・都市計画課・水と緑と公園課**

- ・ 公園等の整備により、市内各地域の防災拠点となるオープンスペースを確保し、合わせて緑の保全、育成に努め、防災性の向上を図る。
- ・ 公園整備に当たっては、防火水槽の設置など防災機能の向上に取り組む。

⑦地域防災力の向上 **防災防犯課・企画課**

- ・ 関係機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の組織化や防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、市民の防災行動力向上を図るための諸施策を推進していく。
- ・ 消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。
- ・ 消防団は、消火訓練、消防ポンプ操法審査会などを実施し、有事に備えていく。さらに、消防団女性協力員を引き続き募集し、効果的な広報活動や女性の視点を生かした防災対策などを行う。自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化する。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

①公共建築物の耐震化の推進 **建築管財課・各公共施設主管課**

- ・ 本庁舎は、大規模災害時に災害対策本部などの防災センターとしての機能を備え、誰もが安心して利用できる庁舎としての機能を維持する。
- ・ 旧耐震基準により建築された公共施設は、公共施設耐震化計画にもとづき、計画的に耐震化を実施している。令和3年度に、避難所施設として、野塩地域市民センターの更なる耐震性能の向上を図る。
- ・ 防災活動の中心となる各公共施設について、防災機能を維持・確保する。

②民間特定建築物の耐震化の推進 **都市計画課**

- ・ 民間特定建築物の中でも防災上重要な学校や病院、要配慮者が利用する福祉施設、不特定多数の者が利用する建築物は震災時の被害が甚大になる恐れがあるため、所管行政庁と連携し、重点的に耐震化を図る。

③装備資器材の充実等による災害対応能力の向上 **防災防犯課**

- ・ 消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整

備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。(再掲 1-1⑦)

1-3 異常気象等による広域な市街地等の浸水

①浸水災害対策の充実・強化 下水道課・道路交通課・防災防犯課・各公共施設主管課

- ・ 柳瀬川右岸第 8-1 排水区(中里、中清戸地域)において推進している、時間 50 ミリ降雨に対応する雨水幹線整備事業の早期完成を図る。
- ・ 集中豪雨などによる河川氾濫を未然に防止するため、関係機関に対して空堀川の河川改修の早期完了と柳瀬川の未整備部分の早期着手を働きかける。
- ・ 近年集中豪雨の発生頻度が高まっていることから、農地や雑木林を保全するとともに、透水性のある道路舗装材の使用や民間住宅における雨水浸透ますなどの設置を促進し、都市の保水機能の強化に努め、自治体市と関係住民が一体となって、流域対策を増進し、総合的な治水対策の更なる推進を図る。
- ・ 浸水被害について、既存の雨水排水施設の適切な維持管理を行うとともに、住宅及び公共施設からの雨水流出抑制や雨水排水の分散化など、適切な浸水対策の手法を検討し、発生予防と被害軽減に努める。
- ・ 水防用資機(器)材の備蓄の充実に努めるとともに、市内の業者と災害時の資機(器)材等の提供について協定を締結するなど体制を整えておく。

②避難に役立つ情報の充実

防災防犯課

- ・ 令和 2 年 6 月に水害リスクや防災情報を掲載した洪水ハザードマップを更新し、全戸配布している。洪水ハザードマップを活用し、自宅の浸水や土砂災害の危険性について事前に確認するよう周知を図る。
- ・ ホームページや市報等により、「東京都水防災総合情報システム」による水位計、河川カメラ等の情報収集について周知を図る。
- ・ 「清瀬市避難勧告等の判断伝達マニュアル」(平成 25 年度策定)に基づき、避難情報等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように努める。

③自然との共生及び環境との調和

水と緑と公園課

- ・ 河川の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和が図られるよう、東京都や自然保護団体などと連携して進める。
- ・ 自然環境が持つ多様な防災・減災機能が発揮されるよう、自然環境の保全や創出に努める。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態

①富士山噴火による降灰対策の検討

防災防犯課

- ・ 富士山噴火による降灰被害は、都県をまたぐ広範囲に及び、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きいため、国及び都の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。

②土砂災害対策の充実・強化

防災防犯課

- ・ 都と連携し、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- ・ 令和2年6月に更新した防災マップを活用し、住民に対して土砂災害（特別）警戒区域や土砂災害に対する警戒及び避難情報に関する周知啓発に努める。
- ・ 土砂災害（特別）警戒区域に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の立地が見込まれる場合は、当該施設に係る建設計画の関係者等に情報を提供するとともに、土砂災害のおそれのある箇所に当該施設が立地した場合は、情報連絡体制及び避難体制の強化に努める。

③道路の災害対応力の強化

道路交通課

- ・ 市民の安全性を考慮し、重要性の高い路線から、沿線地域の特性や住環境へ配慮して、道路や排水施設の補修工事を行っていく。
- ・ 橋梁の劣化や損傷状況を橋梁点検によって把握し、計画的に予防保全型の管理を実施し、「清瀬市長寿命化修繕計画」をもとに修繕を行い、長寿命化を図る。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

①情報発信手段の多様化

秘書広報課・防災防犯課

- ・ 市では災害時における有線途絶に備え、市役所を中心に地域内の防災行政無線の整備を行っている。無線施設は、固定系では親局1局、屋外子局39局、移動系では防災用MCA無線90局を導入整備した。災害時には、これらの設備を十分に活用し、情報連絡体制の確保に努めることとする。
- ・ メール一斉配信サービス、SNS、Lアラート及び緊急速報メールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、市民に情報入手方法等を周知する。

②防災情報の精度向上や迅速な発表

秘書広報課・防災防犯課

- ・ 清瀬市の防災に関するホームページや災害情報の充実により、市民への情報提供体制を整備する。市民が必要とする情報を適切かつ迅速に提供できるように努める。
- ・ 災害が発生した場合、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難

態勢をとるために、被災住民等に対して適切な広報、広聴活動を行う必要がある。このため、あらかじめ公共施設、都、関係防災機関等との情報連絡体制の構築に努める。

③要配慮者対策の推進

防災防犯課・福祉総務課・障害福祉課

- ・避難行動要支援者制度の普及啓発、名簿登録及び更新、避難がより困難な方に重点を置いた避難行動要支援者個別支援計画の作成を促進する。
- ・社会福祉施設等を活用し、災害時に自宅や避難所での生活が困難である一部の避難行動要支援者に対し、医療や介護などのサービスを提供できるよう福祉避難所を指定する。
- ・避難行動要支援者に対して、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努めることで、安全の確保を図る。
- ・清瀬消防署、東村山警察署、民生・児童委員、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- ・平常時の福祉・救急対策事業として、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時支援を要する65歳以上の一人暮らしの高齢者等や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に東京消防庁等へ通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後、一層の活用を図るように努める。
- ・災害時や日常生活の様々な場面で聴覚障害者の地域生活を支援するための手話が使える手話奉仕員の養成を行う。

④情報発信の多言語化

秘書広報課・防災防犯課

- ・外国人住民等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。
- ・市報多言語対応デジタルブックを継続実施していく。

事前に備えるべき目標2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①備蓄品の充実・確保

防災防犯課・教育総務課

- ・社会機能が低下する中で、不足が予想される食料等生活必需品については、平常時より備蓄するように市民、事業所に普及啓発を図る。
- ・市は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- ・避難所として指定した学校は余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄場所の確保に努める。

- ・本庁舎を中心として、周辺を防災活動拠点と位置づけ、災害対策本部・物資備蓄倉庫としての機能強化を図る。

②医薬品・医療資器材の確保

健康推進課

- ・清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会、清瀬市薬剤師会、清瀬市柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区等と協議の上、医療救護所及び避難所等で使用する医薬品等を備蓄（目安として発災から3日間で必要になる量）に努める。

③災害時の物資輸送体制の整備

防災防犯課・道路交通課

- ・震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。（再掲1-1⑤）
- ・物流事業者等と連携した発災時の物資輸送体制を構築に努める。

④協定事業者との連携の強化

防災防犯課・総務課

- ・食料の調達については、「災害時における物資調達に関する協定」等を締結し、食料等の調達の確保を図る。
- ・非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料等の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずる。
- ・平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など実効性のある体制を構築する。

⑤道路の災害対応力の強化

道路交通課

- ・市民の安全性を考慮し、重要性の高い路線から、沿線地域の特性や住環境へ配慮して、道路や排水施設の補修工事を行っていく。（再掲1-4③）
- ・橋梁の劣化や損傷状況を橋梁点検によって把握し、計画的に予防保全型の管理を実施し、「清瀬市長寿命化修繕計画」をもとに修繕を行い、長寿命化を図る（再掲1-4③）

⑥迅速な応急給水体制の構築

防災防犯課

- ・市や自主防災組織等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、清瀬元町配水所の給水拠点の施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の改修及び施錠方法変更等の整備に努める。
- ・市内には震災対策用の指定井戸が17か所のあるため、手動ポンプ等の補修、井戸水の水質検査の継続に努める。
- ・都水道局が各避難所に設置した応急給水栓を活用し、応急給水活動ができるよう訓練を実施する。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①地域防災力の向上

防災防犯課・企画課

- ・ 関係機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の組織化や防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、市民の防災行動力向上を図るための諸施策を推進していく。(再掲 1-1 ⑦)
- ・ 消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。(再掲 1-1 ⑦)
- ・ 消防団は、消火訓練、消防ポンプ操法審査会などを実施し、有事に備えていく。さらに、消防団女性協力員を引き続き募集し、効果的な広報活動や女性の視点を生かした防災対策などを行う。自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化する。(再掲 1-1 ⑦)

②応急活動拠点の整備

防災防犯課

- ・ 本庁舎を中心として、周辺を防災活動拠点と位置づけ、災害対策本部・物資備蓄倉庫としての機能強化を図る。(再掲 2-1 ①)
- ・ 都と協議を行い、広域応援拠点の整備について検討する。

③公園の防災機能強化

防災防犯課・水と緑と公園課

- ・ 公園等の整備により、市内各地域の防災拠点となるオープンスペースを確保し、合わせて緑の保全、育成に努め、防災性の向上を図る。(再掲 1-1 ⑥)
- ・ 公園整備に当たっては、防火水槽の設置など防災機能の向上に取り組む。(再掲 1-1 ⑥)

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

①応急対策用の燃料確保

総務課・防災防犯課

- ・ 本庁舎は防災拠点として、72時間対応の自家発電装置及び燃料タンクを設置している。
- ・ 非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料等の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずる。(再掲 2-1 ④)
- ・ 平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など実効性のある体制を構築する。(再掲 2-1 ④)

②在宅人工呼吸器使用者への支援

障害福祉課

- ・ 人工呼吸器を使用している在宅難病患者などは、障害が重く専門医療を要することから、市は平常時から対象者の把握に努める。
- ・ 災害時個別支援計画を作成し、毎年の見直しを推進していく。

③医薬品・医療資器材の確保**健康推進課**

- ・清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会、清瀬市薬剤師会、清瀬市柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区等と協議の上、医療救護所及び避難所等で使用する医薬品等を備蓄（目安として発災から3日間で必要になる量）に努める。（再掲2-1②）

④ライフライン施設の安全化の推進**防災防犯課**

- ・電気、ガスなどのライフラインは事業者と連携して施設の安全化に努める。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱**①帰宅困難者対策の推進****秘書広報課・防災防犯課・各一時滞在施設主管課**

- ・帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などに関する「東京都帰宅困難者対策条例」の内容を、ホームページ、パンフレットの配布、出前講座の実施等の普及啓発を通じて、市民、事業者に対し周知徹底する。
- ・帰宅困難者対策協議会の設置を検討する。
- ・インターネットやSNS、チラシ、掲示板などの情報ツールを活用し、帰宅困難者等が必要とする情報の収集・提供のネットワーク化、各機関の連携と情報提供体制の構築を図る。

②事業者による計画作成の促進及び一時滞在施設の拡充等**防災防犯課**

- ・企業等における従業員等の一斉帰宅抑制のため、企業等における施設内待機計画を策定し、施設内における体制整備や必要な備蓄を確保するよう、市内の事業者に促す。
- ・災害時に市や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供可能な市内の事業者との協定締結に努める。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**①多様な通信・情報手段の確保****健康推進課**

- ・清瀬市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、清瀬市災害医療コーディネーター、市内の医療機関及び医療救護班等との情報連絡体制を構築する。
- ・通常の連絡手段のほか防災行政無線、MCA 無線又はその時の手段の活用により、市各部・各施設、都及び各防災機関、協力機関並びにその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡システムを整備し、災害の通信を確保する。

②医療従事者等の育成等 **健康推進課、防災防犯課**

- ・ 各関係機関と連携して、医療従事者等の活動を含めた訓練演習を実施し、各種災害に備える。
- ・ 医療職と介護職が相互の専門性や役割を学ぶ医療・介護の地域リーダー研修を実施し、人材育成を図る。
- ・ 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、清瀬市医師会、清瀬市歯科医師会、清瀬市薬剤師会、清瀬市柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区等と協定を締結する。

③道路の災害対応力の強化 **道路交通課**

- ・ 市民の安全性を考慮し、重要性の高い路線から、沿線地域の特性や住環境へ配慮して、道路や排水施設の補修工事を行っていく。(再掲 1-4 ③)
- ・ 橋梁の劣化や損傷状況を橋梁点検によって把握し、計画的に予防保全型の管理を実施し、「清瀬市長寿命化修繕計画」をもとに修繕を行い、長寿命化を図る。(再掲 1-4 ③)

④緊急輸送ネットワークの整備 **道路交通課**

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。(再掲 1-1 ⑤)

2-6 被災地における疫病・感染症等大規模発生

①予防接種や消毒・害虫駆除の実施 **健康推進課・環境課・防災防犯課**

- ・ 感染症等の発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援、要配慮者への支援など、「清瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画」などで定めた対策を的確かつ迅速に実施できるよう、都や近隣の市町村と緊密な連携体制の構築に努める。
- ・ 速やかに住民へ接種することができるよう、清瀬市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ・ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。
- ・ 被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。
- ・ 感染症の原因菌等を媒介する衛生害虫の駆除を行う。

②情報提供体制の整備 **健康推進課**

- ・ 感染症等に関する情報を収集し、多摩小平保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。
- ・ 清瀬市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について

迅速に把握できるように、清瀬市災害医療コーディネーター、市内の医療機関及び医療救護班等との情報連絡体制を構築する。(再掲 2-5 ①)

- ・ 通常の連絡手段のほか防災行政無線、MCA 無線又はその時の手段の活用により、市各部・各施設、都及び各防災機関、協力機関並びにその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡システムを整備し、災害の通信を確保する。(再掲 2-5 ①)

③避難所における衛生管理

防災防犯課・健康推進課・各施設主管課

- ・ 避難所運営協議会の中に、衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- ・ 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等のほか、空調、バリアフリー対策など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

④広域火葬体制の構築

防災防犯課

- ・ 緊急時の対応として、都に広域火葬の応援・協力を要請できる体制を整備する。
- ・ 市内の葬儀業者と協定を締結している。協定業者と連携し、遺体の収容や葬儀等に必要な資器材の確保に努める。

⑤動物に対する予防接種等の実施

環境課、防災防犯課

- ・ 混乱期の風評被害によるパニックを防ぐ観点と、実際の放浪動物の咬傷事故による感染症予防の観点から、平時から狂犬病予防接種ワクチンの接種を進める。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する。
- ・ 都、関係団体等と連携した動物救護体制を整備する。

2-7 劣悪な避難生活環境等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①避難所の生活環境

各施設主管課・防災防犯課

- ・ 避難所における避難生活環境を向上させるために、小・中学校体育館の空調設備の導入を進める。
- ・ 避難所では、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ・ 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等のほか、空調、バリアフリー対策など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。(再掲 2-6 ③)

②避難所の運営対策

防災防犯課・福祉総務課

- ・ 避難所ごとに避難所運営協議会を設立し、訓練検証を行い避難所運営が円滑に進むよ

う日頃から活動を行う。

- ・ 社会福祉施設等を活用し、災害時に自宅や避難所での生活が困難である一部の避難行動要支援者に対し、医療や介護などのサービスを提供できるよう福祉避難所を指定する。(再掲 1-5③)
- ・ 福祉避難所の運営の指針となる「清瀬市福祉避難所開設運営の手引き」により、避難所運営が円滑に進むよう訓練に努める。

③ 備蓄品の充実・確保

防災防犯課・教育総務課

- ・ 社会機能が低下する中で、不足が予想される食料等生活必需品については、平常時より備蓄するように市民、事業所に普及啓発を図る。(再掲 2-1①)
- ・ 市は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。(再掲 2-1①)
- ・ 避難所として指定した学校は余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄場所の確保に努める。(再掲 2-1①)
- ・ 本庁舎を中心として、周辺を防災活動拠点と位置づけ、災害対策本部・物資備蓄倉庫としての機能強化を図る。(再掲 2-1①)

④ 被災者の情報収集

防災防犯課、市民課、課税課

- ・ 被災後の市民の生活再建を迅速に実施するために、被災者台帳及びり災証明に係るシステムの導入によるり災証明発行体制の構築に努める。

事前に備えるべき目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

① 災害時の治安維持

防災防犯課

- ・ 災害時における市民の生命、身体及び財産の保護、及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持、その他公共の安全と秩序を維持するために、東村山警察署との連携体制構築に努める。
- ・ 防犯意識の高揚を図り、地域における自主的な防犯パトロールや啓発活動を実施するとともに、清瀬市防犯協会、薬物乱用防止推進清瀬地区協議会、自治会、青少年問題協議会及び保護者会などとの連携を強化し、犯罪が発生しにくい環境の整備に努める。

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 市役所等の機能維持

職員課・防災防犯課・各公共施設主管課

- ・ 迅速な応急・復旧体制の構築を目的とし作成した事業継続計画(BCP)の職員参集計

画と職員の応急業務などの見直しを行う。

- ・ 事業継続計画(B C P)に基づき、オフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進を図る。

②公共建築物の耐震化の推進

建築管財課・都市計画課・各公共施設主管課

- ・ 本庁舎は、大規模災害時に災害対策本部などの防災センターとしての機能を備え、誰もが安心して利用できる庁舎としての機能を維持する。(再掲 1-2 ①)
- ・ 旧耐震基準により建築された公共施設は、公共施設耐震化計画にもとづき、計画的に耐震化を実施している。令和 3 年度に、避難所施設として、野塩地域市民センターの更なる耐震性能の向上を図る。(再掲 1-2 ①)
- ・ 防災活動の中心となる各公共施設について、防災機能を維持・確保する。(再掲 1-2 ①)

③バックアップ設備等の整備

情報政策課

- ・ 災害時においても、基幹系業務を継続できるように、クラウドサービスだけでなく、庁内にバックアップサーバを整備する。また、停電の影響により自家発電に切り替わった際も、業務を継続できるように、訓練を実施していく。

事前に備えるべき目標 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①電気通信設備の災害対応力の強化

防災防犯課

- ・ 事業所との協議や連携により、災害が発生した場合においても通信が確保できるように、通信設備の整備を推進するように促す。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①情報発信手段の多様化

秘書広報課・防災防犯課

- ・ 市では災害時における有線途絶に備え、市役所を中心に地域内の防災行政無線の整備を行っている。無線施設は、固定系では親局 1 局、屋外子局 39 局、移動系では防災用 MCA 無線 90 局を導入整備した。災害時においては、これらの設備を十分に活用し、情報連絡体制の確保に努めることとする。(再掲 1-5 ①)
- ・ メール一斉配信サービス、SNS、Lアラート及び緊急速報メールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、市民に情報入手方法等を周知する。(再掲 1-5 ①)

②防災情報の精度向上や迅速な発表

秘書広報課・防災防犯課

- ・清瀬市の防災に関するホームページや災害情報の充実により、市民への情報提供体制を整備する。市民が必要とする情報を適切かつ迅速に提供できるように努める。(再掲 1-5②)
- ・災害が発生した場合、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難態勢をとるために、被災住民等に対して適切な広報、広聴活動を行う必要がある。このため、あらかじめ公共施設、都、関係防災機関等との情報連絡体制の構築に努める。(再掲 1-5②)

事前に備えるべき目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

①企業等の事業継続体制の確保

産業振興課

- ・事業者の事業継続計画（BCP）の策定等を含めた事業継続体制の確保に向けて、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

②緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

都市計画課

- ・東京都耐震化推進条例により特定緊急輸送道路に指定されている志木街道、小金井街道の一部、市役所通りの一部の沿道建築物について、東京都と連携しながら耐震化の促進に努める。(再掲 1-1④)
- ・都の主催する東京都耐震改修促進行政連絡協議会や特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化市町村ブロック会議等への参画を通じて、耐震診断・耐震改修等に関する情報収集や連絡調整等に努め、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。(再掲 1-1④)

③道路の災害対応力の強化

道路交通課

- ・市民の安全性を考慮し、重要性の高い路線から、沿線地域の特性や住環境へ配慮して、道路や排水施設の補修工事を行っていく。(再掲 1-4③)
- ・橋梁の劣化や損傷状況を橋梁点検によって把握し、計画的に予防保全型の管理を実施し、「清瀬市長寿命化修繕計画」をもとに修繕を行い、長寿命化を図る。(再掲 1-4③)

④緊急輸送ネットワークの整備

道路交通課

- ・震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。(再掲 1-1⑤)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

①燃料備蓄の促進や給油体制の整備等

総務課・防災防犯課

- ・非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料等の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずる。(再掲 2-1 ④)
- ・平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など実効性のある体制を構築する。(再掲 2-1 ④)

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①産業施設の安全対策の強化

防災防犯課

- ・電気、ガスなどのライフラインは事業者と連携して施設の安全化に努める。(再掲 2-3 ④)

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

都市計画課

- ・東京都耐震化推進条例により特定緊急輸送道路に指定されている志木街道、小金井街道の一部、市役所通りの一部の沿道建築物について、東京都と連携しながら耐震化の促進に努める。(再掲 1-1 ④)
- ・都の主催する東京都耐震改修促進行政連絡協議会や特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化市町村ブロック会議等への参画を通じて、耐震診断・耐震改修等に関する情報収集や連絡調整等に努め、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。(再掲 1-1 ④)

②道路の災害対応力の強化

道路交通課

- ・市民の安全性を考慮し、重要性の高い路線から、沿線地域の特性や住環境へ配慮して、道路や排水施設の補修工事を行っていく。(再掲 1-4 ③)
- ・橋梁の劣化や損傷状況を橋梁点検によって把握し、計画的に予防保全型の管理を実施し、「清瀬市長寿命化修繕計画」をもとに修繕を行い、長寿命化を図る。(再掲 1-4 ③)

③緊急輸送ネットワークの整備

道路交通課

- ・震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。(再掲 1-1 ⑤)

④無電柱化の推進

道路交通課

- ・道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など、清瀬市地域防災計画の一層の向上を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため積極的に整備を推進する。

⑤燃料備蓄の促進や給油体制の整備等

総務課・防災防犯課

- ・ 非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料等の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずる。(再掲 2-1 ④)
- ・ 平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など実効性のある体制を構築する。(再掲 2-1 ④)

5-5 食料等の安定供給の停滞

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

都市計画課

- ・ 東京都耐震化推進条例により特定緊急輸送道路に指定されている志木街道、小金井街道の一部、市役所通りの一部の沿道建築物について、東京都と連携しながら耐震化の促進に努める。(再掲 1-1 ④)
- ・ 都の主催する東京都耐震改修促進行政連絡協議会や特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化市町村ブロック会議等への参画を通じて、耐震診断・耐震改修等に関する情報収集や連絡調整等に努め、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。(再掲 1-1 ④)

②道路の災害対応力の強化

道路交通課

- ・ 市民の安全性を考慮し、重要性の高い路線から、沿線地域の特性や住環境へ配慮して、道路や排水施設の補修工事を行っていく。(再掲 1-4 ③)
- ・ 橋梁の劣化や損傷状況を橋梁点検によって把握し、計画的に予防保全型の管理を実施し、「清瀬市長寿命化修繕計画」をもとに修繕を行い、長寿命化を図る。(再掲 1-4 ③)

③緊急輸送ネットワークの整備

道路交通課

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。(再掲 1-1 ⑤)

④企業の等の事業継続体制の確保

産業振興課

- ・ 事業者の事業継続計画(BCP)の策定等を含めた事業継続体制の確保に向けて、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。(再掲 5-1 ①)

事前に備えるべき目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン機能の停止

①エネルギー供給源の多様化

防災防犯課・環境課

- ・ エネルギー供給の多様化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる自家発電機による電力確保など、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組む。
- ・ 節電などの省エネルギー活動の普及・啓発に努め、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を促進する。

②電気通信設備の災害対応力の強化

防災防犯課

- ・ 事業所との協議や連携により、災害が発生した場合においても通信が確保できるように、通信設備の整備を推進するように促す。（再掲 4-1 ①）

③燃料備蓄の促進や給油体制の整備等

総務課・防災防犯課

- ・ 非常用車両等に用いる燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料等の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずる。（再掲 2-1 ④）
- ・ 平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など実効性のある体制を構築する。（再掲 2-1 ④）

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止や異常湯水等による供給の途絶

①給水機能の維持

防災防犯課

- ・ 水道事業は都の事業であり、市内にある浄水所などの水道施設は、都水道局が管理しているが、水道施設の耐震化の着実な推進、耐震継手管への取替えの大幅な前倒し実施、バックアップ機能の更なる強化、自家用発電設備の増強整備による電力の自立化を促進するよう働きかける。
- ・ 各家庭等での節水機器や雨水貯留槽の設置への啓発等を通じ、平時からの市民の節水の取り組みを推進する。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

①下水道機能の確保

下水道課・環境課

- ・ 「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づいて、災害時に避難所等から発生するし尿については、清瀬水再生センターで受入れ、処理する。

- ・ 防災拠点から排水を受ける幹線の地震対策緊急整備を実施した。今後、更なる対策を行うため、「清瀬市下水道ストックマネジメント計画」に基づく施設管理と合わせて、耐震化が必要な路線の選定と対策の検討を行う。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

都市計画課

- ・ 東京都耐震化推進条例により特定緊急輸送道路に指定されている志木街道、小金井街道の一部、市役所通りの一部の沿道建築物について、東京都と連携しながら耐震化の促進に努める。(再掲 1-1 ④)
- ・ 都の主催する東京都耐震改修促進行政連絡協議会や特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化市町村ブロック会議等への参画を通じて、耐震診断・耐震改修等に関する情報収集や連絡調整等に努め、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。(再掲 1-1 ④)

②道路の災害対応力の強化

道路交通課

- ・ 市民の安全性を考慮し、重要性の高い路線から、沿線地域の特性や住環境へ配慮して、道路や排水施設の補修工事を行っていく。(再掲 1-4 ③)
- ・ 橋梁の劣化や損傷状況を橋梁点検によって把握し、計画的に予防保全型の管理を実施し、「清瀬市長寿命化修繕計画」をもとに修繕を行い、長寿命化を図る。(再掲 1-4 ③)

③緊急輸送ネットワークの整備

道路交通課

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。(再掲 1-1 ⑤)

④無電柱化の推進

道路交通課

- ・ 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など、清瀬市地域防災計画の一層の向上を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため積極的に整備を推進する。(再掲 5-4 ④)

⑤帰宅困難者対策の推進

秘書広報課・防災防犯課・各一時滞在施設主管課

- ・ 帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などに関する「東京都帰宅困難者対策条例」の内容を、ホームページ、パンフレットの配布、出前講座の実施等の普及啓発を通じて、市民、事業者に対し周知徹底する。(再掲 2-4 ①)
- ・ 帰宅困難者対策協議会の設置を検討する。(再掲 2-4 ①)
- ・ インターネットや SNS、チラシ、掲示板などの情報ツールを活用し、帰宅困難者等が必要とする情報の収集・提供のネットワーク化、各機関の連携と情報提供体制の構築を図る。(再掲 2-4 ①)

事前に備えるべき目標7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

①地域防災力の向上

防災防犯課・企画課

- ・ 関係機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の組織化や防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、市民の防災行動力向上を図るための諸施策を推進していく。(再掲1-1⑦)
- ・ 消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。(再掲1-1⑦)
- ・ 消防団は、消火訓練、消防ポンプ操法審査会などを実施し、有事に備えていく。さらに、消防団女性協力員を引き続き募集し、効果的な広報活動や女性の視点を生かした防災対策などを行う。自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化する。(再掲1-1⑦)

②出火・延焼の抑制

防災防犯課・都市計画課・水と緑と公園課

- ・ 公園等の整備により、市内各地域の防災拠点となるオープンスペースを確保し、合わせて緑の保全、育成に努め、防災性の向上を図る。(再掲1-1⑥)
- ・ 公園整備に当たっては、防火水槽の設置など防災機能の向上に取り組む。(再掲1-1⑥)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

都市計画課

- ・ 東京都耐震化推進条例により特定緊急輸送道路に指定されている志木街道、小金井街道の一部、市役所通りの一部の沿道建築物について、東京都と連携しながら耐震化の促進に努める。(再掲1-1④)
- ・ 都の主催する東京都耐震改修促進行政連絡協議会や特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化市町村ブロック会議等への参画を通じて、耐震診断・耐震改修等に関する情報収集や連絡調整等に努め、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。(再掲1-1④)

②道路の災害対応力の強化

道路交通課

- ・ 市民の安全性を考慮し、重要性の高い路線から、沿線地域の特性や住環境へ配慮して、道路や排水施設の補修工事を行っていく。(再掲1-4③)
- ・ 橋梁の劣化や損傷状況を橋梁点検によって把握し、計画的に予防保全型の管理を実施し、「清瀬市長寿命化修繕計画」をもとに修繕を行い、長寿命化を図る。(再掲1-4③)

③緊急輸送ネットワークの整備 **道路交通課**

- ・ 震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。(再掲 1-1⑤)

④交通の安全と円滑化 **防災防犯課**

- ・ 災害発生時に緊急通行車両等して使用することが決定している車両は、引き続き事前申請を行っていく。

7-3 調整池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①浸水災害対策の充実・強化 **下水道課・道路交通課・防災防犯課・各公共施設主管課**

- ・ 柳瀬川右岸第 8-1 排水区(中里、中清戸地域)において推進している、時間 50 ミリ降雨に対応する雨水幹線整備事業の早期完成を図る。(再掲 1-3①)
- ・ 集中豪雨などによる河川氾濫を未然に防止するため、関係機関に対して空堀川の河川改修の早期完了と柳瀬川の未整備部分の早期着手を働きかける。(再掲 1-3①)
- ・ 近年集中豪雨の発生頻度が高まっていることから、農地や雑木林を保全するとともに、透水性のある道路舗装材の使用や民間住宅における雨水浸透ますなどの設置を促進し、都市の保水機能の強化に努め、自治体市と関係住民が一体となって、流域対策を増進し、総合的な治水対策の更なる推進を図る。(再掲 1-3①)
- ・ 浸水被害について、既存の雨水排水施設の適切な維持管理を行うとともに、住宅及び公共施設からの雨水流出抑制や雨水排水の分散化など、適切な浸水対策の手法を検討し、発生予防と被害軽減に努める。(再掲 1-3①)
- ・ 水防用資機(器)材の備蓄の充実に努めるとともに、市内の業者と災害時の資機(器)材等の提供について協定を締結するなど体制を整えておく。(再掲 1-3①)

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

①有害物質等の管理体制の強化 **防災防犯課・環境課**

- ・ 市民が快適に暮らせる生活環境を維持するため、事業所からの大気汚染や有害化学物質、騒音、さらに新たな環境問題などの調査や規制・指導などを行う。
- ・ 清瀬消防署と連携し、危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成するよう指導に努める。

②放射性物質対策の推進 **防災防犯課**

- ・ 今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。
- ・ 原子力防災に関する情報提供に努める。

7-5 緑地・農地の荒廃による被害の拡大

①緑地・農地等の保全

都市計画課・産業振興課・水と緑と公園課

- ・公園等の整備により、市内各地域の防災拠点となるオープンスペースを確保し、合わせて緑の保全、育成に努め、防災性の向上を図る。(再掲1-1⑥)
- ・宅地化を計画的に進めるとともに、残存する農地や緑地等に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、市民のための貴重な緑の空間やオープンスペースとしての保全を図る。また、緑を将来にわたって確保するため、保全すべき緑地について公有地化を図る。
- ・農地が持つ多面的機能の啓発に努め、市民の都市農業・清瀬市農業への理解を深め、農業が持続可能な環境づくりを推進する。
- ・農地の多面的機能が十分に発揮できるよう、これらの機能に係る施設の整備に対する支援や、協定の締結、市民への啓発活動に努める。

7-6 風評被害等による経済等への甚大な影響

①情報発信手段の多様化

秘書広報課・防災防犯課

- ・市では災害時における有線途絶に備え、市役所を中心に地域内の防災行政無線の整備を行っている。無線施設は、固定系では親局1局、屋外子局39局、移動系では防災用MCA無線90局を導入整備した。災害時においては、これらの設備を十分に活用し、情報連絡体制の確保に努めることとする。(再掲1-5①)
- ・メール一斉配信サービス、SNS、Lアラート及び緊急速報メールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、市民に情報入手方法等を周知する。(再掲1-5①)

②防災情報の精度向上や迅速な発表

秘書広報課・防災防犯課

- ・清瀬市の防災に関するホームページや災害情報の充実により、市民への情報提供体制を整備する。市民が必要とする情報を適切かつ迅速に提供できるように努める。(再掲1-5②)
- ・災害が発生した場合、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難態勢をとるために、被災住民等に対して適切な広報、広聴活動を行う必要がある。このため、あらかじめ公共施設、都、関係防災機関等との情報連絡体制の構築に努める。(再掲1-5②)

事前に備えるべき目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①がれき処理マニュアルの策定促進

環境課

- ・ 災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等を適切に処理し、被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、市域における「がれき」処理の計画を策定し、体制整備に努める。
- ・ 大量に発生するがれき（災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等）の処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して一次集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

②震災廃棄物の支援体制の構築

防災防犯課・環境課

- ・ 首都直下地震等により大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧を行えるよう、処理体制構築に努める。
- ・ 倒壊建物の解体・がれきの撤去、がれき仮置場の設置などの業務を効率的に実施するために、資器材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、あらかじめ協力体制の構築に努める。

③トイレの確保及びし尿処理への対策

防災防犯課・環境課・教育総務課

- ・ 災害用トイレ（マンホールトイレ、簡易トイレ等）を確保するとともに、各避難所や避難場所等から収集するし尿の処理体制を確保する。
- ・ 「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づいて、災害時に避難所等から発生するし尿については、清瀬水再生センターで受入れ、処理する。（再掲 6-3 ①）

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等

防災防犯課・道路交通課

- ・ 発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、各関係機関や協定に基づく民間機関との連携体制の構築を推進していく。

②社会福祉協議会との連携・協働体制の強化

福祉総務課

- ・ 災害時の予防・応急・復旧に適切に対応するため、日頃から自主防災組織などと連携した避難所運営協議会を設立するとともに、清瀬市災害ボランティアセンターを立ち上げる。

- ・市社会福祉協議会や都と連携して、被災地で活動する市民活動を支援していくための効果的な仕組みを築くとともに、平常時からこれらを結ぶ、柔軟で緩やかなネットワークの拡大に努める。

③災害ボランティアコーディネーターの育成

福祉総務課

- ・都と平常時からボランティア等の情報交換を行う体制を整備し、災害時には、コーディネーターの派遣等の支援を受ける体制を整備する。
- ・東京都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を生かし、協力を得るための体制を整備する。
- ・都、日赤東京都支部（赤十字ボランティア）、都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①地域防災力の向上

防災防犯課・企画課

- ・関係機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の組織化や防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、市民の防災行動力向上を図るための諸施策を推進していく。（再掲 1-1 ㉗）
- ・消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。（再掲 1-1 ㉗）
- ・消防団は、消火訓練、消防ポンプ操法審査会などを実施し、有事に備えていく。さらに、消防団女性協力員を引き続き募集し、効果的な広報活動や女性の視点を生かした防災対策などを行う。自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化する。（再掲 1-1 ㉗）

②被災者生活再建システムの導入

防災防犯課

- ・被災後の市民の生活再建を迅速に実施するために、被災者台帳及びり災証明に係るシステムの導入によるり災証明発行体制の構築に努める。（再掲 2-7 ㉔）

③公共建築物の耐震化の推進

建築管財課・各公共施設主管課

- ・本庁舎は、大規模災害時に災害対策本部などの防災センターとしての機能を備え、誰もが安心して利用できる庁舎としての機能を維持する。（再掲 1-2 ㉑）
- ・旧耐震基準により建築された公共施設は、公共施設耐震化計画にもとづき、計画的に耐震化を既に実施している。令和3年度に、避難所施設として、野塩地域市民センターの

更なる耐震性能の向上を図る。(再掲 1-2 ①)

④民間特定建築物の耐震化の推進

都市計画課

- ・民間特定建築物の中でも防災上重要な学校や病院、要配慮者が利用する福祉施設、不特定多数の者が利用する建築物は震災時の被害が甚大になる恐れがあるため、所管行政庁と連携し、重点的に耐震化を図る。(再掲 1-2 ②)

⑤災害時の治安維持

防災防犯課

- ・災害時における市民の生命、身体及び財産の保護、及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持、その他公共の安全と秩序を維持するために、東村山警察署との連携体制構築に努める。(再掲 3-1 ①)
- ・防犯意識の高揚を図り、地域における自主的な防犯パトロールや啓発活動を実施するとともに、清瀬市防犯協会、薬物乱用防止推進清瀬地区協議会、自治会、青少年問題協議会及び保護者会などとの連携を強化し、犯罪が発生しにくい環境の整備に努める。(再掲 3-1 ①)

8-4 鉄道・バス等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

都市計画課

- ・東京都耐震化推進条例により特定緊急輸送道路に指定されている志木街道、小金井街道の一部、市役所通りの一部の沿道建築物について、東京都と連携しながら耐震化の促進に努める。(再掲 1-1 ④)
- ・都の主催する東京都耐震改修促進行政連絡協議会や特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化市町村ブロック会議等への参画を通じて、耐震診断・耐震改修等に関する情報収集や連絡調整等に努め、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。(再掲 1-1 ④)

②緊急輸送ネットワークの整備

道路交通課

- ・震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備に努める。(再掲 1-1 ⑤)

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①文化財施設の安全対策

郷土博物館

- ・清瀬に対する市民の誇りや思いが高まるよう、歴史や文化、郷土芸能などを次世代に継承する取り組みを進める。また、市にとって重要な文化財を保存・管理し、その活用を図る。
- ・文化財の所有者または管理者は、文化財の安全対策を推進に努める。

2. 重点化する取り組み事項

限られた資源で効率的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める。国基本計画においては、国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして、45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」のうち、15を重点化プログラムとして選定している。本計画においても、国基本計画を参考にし、以下のリスクシナリオを重点化プログラムとして選定した。

事前に備えるべき 8つの目標		No.	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域な市街地等の浸水
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-7	劣悪な避難生活環境等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン機能の停止
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止や異常湧水等による供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響

3. 施策分野の設定

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、国土強靱化地域計画策定ガイドライン（令和元年6月、内閣官房国土強靱化推進室）を踏まえ、脆弱性評価を行うにあたり設定した9の個別施策分野と3の横断的施策分野とする。

個別施策分野	横断的施策分野
① 行政機能／消防／防災教育等	(A) リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	(B) 人材育成
③ 保健・医療・福祉	(C) 官民連携
④ エネルギー・環境	
⑤ 情報通信	
⑥ 産業構造	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林業	
⑨ 国土保全・土地利用	

各リスクシナリオにおける推進方針の施策分野を下表に示す。

	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる					大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)							大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない					大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る						制御不能な二次災害を発生させない						大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する				
	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2	6-3	6-4	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	7-6	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5		
行政機能/消防/防災教育等	⑦	③		①		①,③ ⑥	①,②		①		④	①,② ③	①	①,③				①		⑤		①,③			⑤	①						①,② ③	①	①,② ⑤				
住宅・都市	①,② ③,④ ⑥	①,②	①				③			④			②			②			①,④	①		①	①	①,④	②	①	①						③,④	①	①			
保健・医療・福祉					③	②		②,③		③	①,③ ⑤																											
エネルギー・環境														①								①,②						①,②										
情報通信			②		①,② ④					①	②	④				①,②														①,②								
産業構造										②						①		①		④																		
交通・物流	⑤			③		③,⑤				③,④						③,④			②,③	②,③				②,③		②,③ ④								②				
農林業																												①										
国土保全・土地利用			③	②																								①										
リスクコミュニケーション																																②						
人材育成										②																						③						
官民連携						④		①,④	②					①		①	①	①	①	⑤	④	②,③							①			②						

第7章 地域計画の推進と見直し

1. 地域計画の推進体制

計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもと、計画を推進していく必要がある。また、地域の強靱化に向けて、国や都、近隣の自治体、市民などと連携・協力し、各機関の主体的な取り組みを推進するなど、計画の着実な推進を図る。

2. 地域計画の見直し

本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、進めていく。個別施策は、それぞれ関連付けられる個別計画において、進捗管理、評価等（PDCAサイクル）を行うこととする。本計画については、今後の社会経済情勢等の変化や国、都の国土強靱化施策の推進状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、国土強靱化地域計画は、各個別計画における国土強靱化に関する指針として位置付け、国土強靱化に係る各個別計画の見直しを行うこととする。

